

大分市自治基本条例検討委員会  
第5回理念部会

平成22年2月26日(金)14時から  
大分市役所 議会棟3階 第3委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1)前文等について(第10回全体会議を踏まえた検討)

(2)その他(次回開催日程等)

自治基本条例比較表

項目	ニセコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市
条例名称	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	住民自治基本条例	自治基本条例
施行日	平成13年4月1日 平成17年12月19日改正 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正	平成17年10月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
前文	ニセコ町は、先人の苦勞の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよるこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。	わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちるべしとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。	私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土として自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。私たちに、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穩な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。	日本のほぼ真ん中に位置し、古来、美濃を制するものは天下を制すると称された要衝の地、岐阜。歴史と文化が息つき、長良川や金華山などの豊かな自然に恵まれた私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって、県都としての都市機能を培ってきました。私たちは、ここに集い、生まれ、育ち、暮らし、学び、働き、命を育んでいます。このまちで人生を織り成す私たち一人ひとりが、まちに歴史を刻む主役です。先人から受け継いだまちを守り、育て、地域力を高め、誰もが安心して暮らすことのできる住み良いまちにして、次の世代へと引き継いでいかななくてはなりません。そのためには、私たち市民自らが、まちづくりの主権者として、ともに力を合わせていくことが重要です。ここに住民自治の原点があります。私たちは、人と人のふれあいと多様な個性に満ちた地域を大切にするとともに、市政に参画し、あるいは市民活動を通じて、協働のまちづくりを進めます。一人ひとりの人権が尊重され、誰もが郷土への誇りを胸に抱き、より良い公共をみんなで育て上げる住民自治が保障された社会を実現し、もって市民の福祉の向上と持続可能なまちを築くため、私たちは今、ここに岐阜市住民自治基本条例を制定します。	上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。
目的	(目的) 第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念のつとめ、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。	(目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、本市における住民自治の基本理念を明らかにするとともに、住民自治に係る市民の権利及び役割、市の責務並びに市政運営の原則及び市民参画の制度を定めることにより、自治の進展を図り、もって個性豊かで活力に満ちた自立する都市を実現することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。
定義	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。 2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。	(定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。 2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。 3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は勤務する個人及び市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2) 市 市議会及び執行機関をいう。 (3) まちづくり 市民生活に係る様々な分野において、地域等を、より良いものとするための取組をいう。 (4) 市政 市が行うまちづくりをいう。 (5) 参画 まちづくりの方針及び企画の立案から実施を経て評価に至るまでの過程に主体的に参加することをいう。 (6) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう。 (7) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めることをいう。 (8) 公共 公園、道路等の公共空間及び環境、福祉等に関する公益事業等をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。 (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。 ア 市の区域内に居住する個人 イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 エ 市の区域内に存する学校に在学する個人 (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。 (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。	

自治基本条例比較表

項目	二セコ町	豊田市	札幌市	岐阜市	上越市
条例名称	まちづくり基本条例	まちづくり基本条例	自治基本条例	住民自治基本条例	自治基本条例
施行日	平成13年4月1日 平成17年12月19日改正 平成18年4月1日改正 平成19年4月1日改正	平成17年10月1日	平成19年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
条例の位置付け	(この条例の位置付け) 第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。	(この条例の位置付け) 第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。	(この条例の位置付け) 第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	(条例の位置付け) 第3条 この条例は、まちづくりの基本となる住民自治について定めるものであり、市は、他の条例、規則等の制定改廃については、この条例の趣旨に基づいて行うものとする。 2 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、適切に運用されなければならない。	(最高規範性) 第42条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。 2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。
基本理念			(基本理念) 第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。 2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。 3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。	(基本理念) 第4条 市民は、まちづくりの主権者である。	(自治の基本理念) 第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。 (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。 (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。 (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。 (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。 (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。 (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。
自治の基本原則	(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。 (情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。 (説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。 (参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。	(市政への参画) 第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければならない。 (共働によるまちづくり) 第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。 (情報の共有) 第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければならない。 (説明責任) 第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。	(まちづくりの基本原則) 第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。 2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。 3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。	(基本原則) 第5条 市民及び市は、次に掲げる事項を基本としてまちづくりを進めるものとする。 (1) 市民の自発的な市政への参画及び主体的な活動によること。 (2) 役割分担及び協働によること。 (3) 情報を共有すること。 (4) 人と人のつながりを大切にし、相互理解及び信頼関係によること。 (5) 地域の特性を生かすこと。 (6) 広く交流を深め、情報交換を図り、得られた知識及び意見を生かすこと。 (基本原則) 第10条 市政は、住民自治の基本理念にのっとり、市民の厳粛な信託のもとに、運営されるものとする。	(自治の基本原則) 第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。 (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。 (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。 (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

自治基本条例比較表

項目	寝屋川市	熊本市	宇都宮市	高松市	多治見市
条例名称	みんなのまち基本条例	熊本市自治基本条例（案）	宇都宮市自治基本条例	高松市自治基本条例	多治見市市政基本条例
施行日	平成20年4月1日		平成21年4月1日	平成22年2月15日	平成19年1月1日
前文	<p>寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりをを見せています。急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。</p> <p>私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、</p> <p>人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、</p> <p>環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、</p> <p>人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。</p> <p>私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。</p>	<p>熊本市は、清らかな地下水に恵まれ、熊本城に代表される歴史遺産や様々な文化が息づく、快適な都市機能と豊かな自然が調和しているまちです。わたしたちには、多くの人々の英知とたゆまぬ努力により成長してきたこのまちを、日本国憲法に保障されている個人の尊重及び法の下の平等のもと、子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまちへ発展させ、次世代に引き継いでいく責任があります。社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中、今日における地方自治は、市民が自治の主体としてその役割を自覚し、情報の共有を前提にして、積極的に市政・まちづくりに参画し、市民、市議会及び市長等が協働して、自主的、自立的に進めていかなければなりません。</p> <p>また、市議会及び市長等は、公共の福祉を念頭に置き、主権者である住民の信託に基づく市政を進めていかなければなりません。</p> <p>そこで、地方自治の本旨を実現し、わたしたちのまち熊本市をみんなで築いていくために、市民、市議会及び市長等が共有する本市の自治の最高規範として、この条例を制定します。</p>	<p>宇都宮市は、関東平野の北部に位置し、日光連山から続く山並みのふもと、鬼怒川に由来する豊富な水、緑、肥沃な大地をはじめとする恵まれた自然に支えられ、古くから二荒の森を中心に、門前町、宿場町、城下町として発展してきた。</p> <p>近年は、戦災によるまちの焼失等の幾多の困難を乗り越え、均衡のとれた都市として成長を続けている。この宇都宮市に住み、学び、働く私たちは、個人として、また、企業や各種団体の一員として、まちを構成するとともに、まちづくりの担い手の一人としての責任を有している。</p> <p>さらに、自らが暮らす地域の環境のみならず、地球環境にも十分配慮していくなど、地球規模の課題に対しても責任を有している。</p> <p>私たちは、この地において、古き良きものを守りつつ、未来を見つめながら、地域に根差した新しい文化を求め、創っていくとすることで、互いに共通する思いとして、より住みやすいまちを築いていきたいと考えている。</p> <p>また、私たちは、まわりの人々も幸せにしていこうというやさしさを持ち、思いやりのある社会を創っていききたいと考えている。</p> <p>このようなまち、社会を実現し、市民がさらに活力に満ち、幸せに暮らしていくためには、市民、企業や各種団体、市のそれぞれが社会に果たす役割を認識しながら、「もったいない」という心を持ち、社会資源を活用しつつ、協働することによって公共的活動を行い、自治を担っていくことが重要である。</p> <p>私たちは、市民に最も身近な自治が、どのようなものであるべきかを話し合った成果として、ここに、宇都宮市の自治の最も基本的な事項を定める宇都宮市自治基本条例を制定する。</p>	<p>私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海や讃岐山脈の山々の自然に恵まれ、県都として、また、四国の中心都市として発展を続けてきました。このまちに住む私たちには、先人たちがたゆまぬ努力によってつくりあげた歴史や地域に根ざした文化、そして自然と調和して生活する知恵が、大切な財産として受け継がれています。</p> <p>私たちは、豊かな自然と都市機能が調和したこの高松を、「高松市民のねがひ」に込められた明るく住みよいまちとして、また、すべての人に基本的な権利が保障され、あらゆる分野において、その個性と持てる能力を十分に発揮できるまちとして、さらに、豊かな人間性と創造性をはぐくむ文化を発展させ、生きる喜びと潤いが感じられるまちとして、将来に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>このためには、私たち市民一人一人がまちづくりの担い手であることを自覚して、市政および地域の課題の解決に積極的に取り組むとともに、市民、議会、行政が適切な役割分担の下、多様な協力関係を構築し、参画と協働のまちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>私たちはここに、自治の基本理念を共有し、地域の個性や自立性を尊重した活力のあるまちをつくることと、心豊かな文化のかおりあふれる市民主体のまちづくりを推進するため、高松市自治基本条例を制定します。</p>	<p>私たちは、基本的な権利が尊重され、平和のうちに安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。</p> <p>私たちは、まちづくりの主体として、一人ひとりが自由な意思でまちづくりにかかわるとともに、まちづくりの一部を信託するため、市民自治の主権に基づき、市民生活とその基盤である地域社会に最も身近な地域政府として多治見市を設置します。</p> <p>市は、市民の信託に基づき政策を定め、市政を運営しなければなりません。また、その保有する情報を市民と共有し、市民が市政に参加するための制度を整え、まちづくりを担う多様な主体と連携協力しなければなりません。</p> <p>私たち市民は、地域政府としての多治見市の成立が市民の信託に基づくものであることを明らかにし、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定める多治見市の最高規範として、ここにこの条例を制定します。</p>
目的	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び市長等の役割並びに自治を推進するための原則を定めることにより、日本国憲法に規定する地方自治の本旨に基づく自治を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、市政運営の基本原則並びに地域活動団体等の役割を定めることにより、市民のための自治を確立し、もって市民がさらに幸せに暮らせるまちを築くことを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、高松市における自治の基本理念および基本原則を明らかにするとともに、市民、議会および執行機関の役割と責務ならびに参画と協働による自治運営の基本的事項を定めることにより、市民主体の自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>この条例は、市政の基本的な原則と制度やその運用の指針や市民と市の役割を定めることにより、多治見市の市民自治の確立を図ることを目的とします。</p>
定義	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び次業者をいう。</p> <p>(2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。</p> <p>(3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。</p> <p>(4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取り組みをいう。</p> <p>(5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。</p> <p>(6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。</p> <p>(7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 住民 本市の区域内に住居を有する者をいいます。</p> <p>(2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>ア 住民</p> <p>イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者</p> <p>ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）</p> <p>(3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいいます。</p> <p>(4) 参画 施策の立案から実施及び評価までの過程に主体的に参加することをいいます。</p> <p>(5) 協働 同じ目的のために、それぞれが対等な立場に立ち、役割と責任を担い、協力することをいいます。</p> <p>(6) 市政 市長等又は市議会が行う活動をいいます。</p> <p>(7) 自治 自分たちの地域を自分たちの意思で責任を持ち治めることをいいます。</p> <p>(8) まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。</p> <p>(9) コミュニティ活動 地域又は共通の関心によってつながった多様な組織及び集団が身近な課題を解決するために行う活動をいいます。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。</p> <p>(2) 公共的活動 市民が協力して行う、共通する便益の増進につながる活動をいう。</p> <p>(3) 協働 互いに対等の立場で理解し、尊重し合いつつ、役割及び責任を担い合い、効果的に公共的活動に取り組むことをいう。</p> <p>(4) 社会資源の活用 人、財物、情報その他社会的諸活動に利用可能な資源（以下「社会資源」という。）を大切にすることをもち、有効に活用するとともに、自らも社会資源を創出し、互いに提供し合うことをいう。</p> <p>(5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。</p> <p>(6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体（前号に定めるものを除く。）をいう。</p> <p>(7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体（前2号に定めるものを除く。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住し、通勤し、または通学する個人および市内で事業を行い、または活動を行う個人または法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会および地方公営企業の管理者をいう。</p> <p>(3) 市議会 市民および執行機関をいう。</p> <p>(4) 地域のまちづくり 市民が住みよい地域社会をつくるために地域の課題の解決に取り組む活動をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が市政および地域のまちづくりに主体的に関与することをいう。</p> <p>(6) 協働 市民と市が、または市民相互が、互いを理解し、対等な立場で、それぞれの責任と社会的役割を踏まえ、共通の目的達成のために共に取り組むことをいう。</p>	

自治基本条例比較表

項目	寝屋川市	熊本市	宇都宮市	高松市	多治見市
条例名称	みんなのまち基本条例	熊本市自治基本条例（案）	宇都宮市自治基本条例	高松市自治基本条例	多治見市市政基本条例
施行日	平成20年4月1日		平成21年4月1日	平成22年2月15日	平成19年1月1日
条例の位置付け	（この条例の位置付け） 第24条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。 2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。	（最高規範性） 第38条 他の条例、規則等の制定改廃、解釈及び運用に当たっては、この条例に定める事項を最大限尊重し、整合性を図ります。各種計画の策定、見直し及び運用においても、同様とします。 2 市民、市議会及び市長等は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めます。		（条例の位置付け） 第3条 この条例は、本市の自治の基本を定めるものであり、市民および市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、他の条例、規則等の制定改廃および解釈運用または計画等の策定および変更に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。	第41条 この条例は、市の最高規範であり、市は、この条例に従い、市政を運営し、他の条例などを制定し、改正し、廃止し、解釈し、運用しなければなりません。 2 この条例に反することは、その効力を有しません。 3 市は、法令を解釈し、運用する場合も、この条例に照らして判断しなければなりません。
基本理念	（基本理念） 第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。	（自治の基本理念） 第3条 地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すための基本理念は、次に掲げるとおりとします。 (1) 市民の福祉の増進 (2) 主権者である住民の意思を適切に反映した信託に基づく市政 (3) 一人ひとりの人権の尊重 (4) 情報共有、信頼及び協働による市政・まちづくりの推進 (5) 市民の自発的及び積極的な参画による市政・まちづくりの推進 (6) 将来にわたる持続可能な社会の実現 (7) 国及び県との対等な関係のもとでの自立した市政の推進	（基本理念） 第3条 本市の自治は、市民が自らの責任及び判断に基づき市政に参画し、市政運営が自主的かつ自立的になされるものでなければならない。 2 本市の自治は、公共的活動が協働及び社会資源の活用により効果的に推進されることを目指すものでなければならない。	（自治の基本理念） 第4条 自治の主権者は、市民とする。 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。 3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。	（市民主権） 第2条 より良い地域社会の形成の主体は、市民です。 2 市民は、市政の主権者であり、より良い地域社会の形成の一部を市に信託します。 3 市民は、市政の主権者として、市の政策を定める権利があり、その利益は、市民が享受します。 （選挙） 第3条 市民は、選挙により、市民の代表者である議会の議員と市の代表者である市長を定め、その職を信託します。 （市の役割） 第4条 市は、市民の厳粛な信託により市政を運営し、より良い地域社会の形成の一部を担います。 2 市は、政策を定め、制度を整備して運用することにより、市政を運営しなければなりません。 （連携協力） 第5条 市民と市は、それぞれの活動において連携協力し、より良い地域社会を形成します。
自治の基本原則		（自治運営の基本原則） 第4条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。 (1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。 (2) 参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。 (3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。	第6条 市は、次の各号に掲げる基本原則に基づき、当該各号に定めるその趣旨にのっとり、市政運営を行うものとする。 (1) 市民意思の尊重 市民が市政に関する意見を述べる機会を確保するとともに、市民意思を尊重すること。 (2) 計画行政の推進 長期的な展望に立った総合計画を策定し、計画的な市政運営を行うこと。 (3) 効率性及び有効性の確保 経営資源を効率的かつ有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにすること。 (4) 透明性の確保 市民に対し、積極的に市政に関する情報を提供することにより、説明する責務を果たすこと。 (5) 公正の確保 行政手続に関する基準を明らかにするとともに、法令を遵守し、違法又は不当な行為が発生しないようにすること。 (6) 国等との連携 国及び関係地方公共団体と連携して、共通する課題の解決に努めること。	（自治の基本理念） 第4条 自治の主権者は、市民とする。 2 市は、市民の信託に基づき、個人の尊厳および自由が尊重され、かつ、公正で開かれた市政を推進するものとする。 3 市民および市は、地域の個性および自立性を尊重した地域のまちづくりを推進するものとする。	（制度の活用と改善） 第21条 市は、市政の原則と制度を継続的に改善し続けなければなりません。 2 市は、この条例で定める制度をできる限り相互に関係付け、相乗的な効果を上げるよう努めなければなりません。 3 市は、この条例で定める制度が誰にも共有されるため、簡素で分かりやすくするよう努めなければなりません。